

研究船上における微生物等実験及び遺伝子組換え実験の実施について

国立研究開発法人海洋研究開発機構
安全・環境管理室

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が研究航海を公募している「よこすか」、「かいいい」、「みらい」、「かいいい」（以下、「研究船」という。）船上において微生物等を用いる実験（微生物等実験）及び遺伝子組換え実験を実施する場合には、諸般の事情により下記のとおり制限させていただいておりますので、あらかじめご了承いただいたうえでご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、各種実験を行うにあたり、当該実験に対応した各種手続きを行ってくださいますよう、併せてお願いいたします。

なお、計画されている実験のバイオセーフティレベル（以下「BSL」という。）の判断等でご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

●微生物等実験

○BSL1 微生物等^{*1} 実験

全ての研究船で実施可能です。

→「BSL1 微生物等実験を行うに当たって」をご覧ください、必要な手続きを行ってください。

○BSL2 微生物等実験（特定病原体等^{*2} に該当する微生物等を除く。）

現在のところ、研究船上での実施を見送らせていただいております。

○BSL2 微生物等のうち特定病原体等^{*2} に該当する微生物等を使用する微生物等実験及び BSL3 以上の微生物等実験

実施できません。

(*1) BSL1 微生物等：自然環境に生育する未同定の微生物等を含みます。

(*2) 特定病原体等：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」で規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等、四種病原体等に相当する微生物等をいいます。

●遺伝子組換え実験

実施できません。

○微生物等

微生物等とはウイルス、細菌、アーキア、真菌及び原生動物並びにこれらの産出する物質をいいます。

○BSL

BSL とは微生物等有するリスクに応じて分類したレベルのことをいいます。この BSL は 1～4 の 4 段階に分類され、数字が大きくなるほどリスクが高くなります。国立感染症研究所の分類を準用しています。（「国立研究開発法人海洋研究開発機構微生物等実験安全管理基準」参照）

○遺伝子組換え実験に関する定義

遺伝子組換え実験に関する定義は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律 97 号）」第 2 条のほか、関連法令の定めるところによります。